

【別紙 重要事項説明書 サービス料金表 (R8.6.1~)】

訪問介護 料金表

基本サービス費

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
身体介護	1. 利用料金	1,630 円	2,440 円	3,870 円	5,670 円
	2. 介護保険給付額	1,467 円	2,196 円	3,483 円	5,103 円
	3. 自己負担額(1割)	163 円	244 円	387 円	567 円
	4. 自己負担額(2割)	326 円	488 円	774 円	1,134 円
	5. 自己負担額(3割)	489 円	732 円	1,161 円	1,701 円
	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上	【身体介護中心型】 1時間半以降 30分増す毎に 【82円】 【生活援助中心型】 身体介護に引き続き生 活援助を行った場合 【65単位】	
生活援助	6. 利用料金	1,790 円	2,200 円		
	7. 介護保険給付額	1,223 円	1,633 円		
	8. 自己負担額(1割)	179 円	220 円		
	9. 自己負担額(2割)	358 円	440 円		
	10. 自己負担額(3割)	537 円	660 円		

【体制加算等】

※1) 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- 夜間（午後6時から午後10時まで） 25%
- 早朝（午前6時から8時まで） 25%
- 深夜（午後10時から午前6時まで） 50%

※2) 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合、ご契約者の同意の上で、通常の料金の2倍の料金をいただきます。

- 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合。
- 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合。

※3) 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合には、月に200単位が加算されます。（訪問介護初回加算）

※4) ご利用者様やそのご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合は、1回あたり100単

位が加算されます。(緊急時訪問介護加算)

但し、ヘルパー訪問時に利用者様の状態が急変した際の要請に対する緊急対応については、「緊急時訪問介護加算」の対象とはなりませんので、この場合は、全額自己負担となります。

※5) 下記の要件を満たしていますので、基本サービス費及び各種加算の所定単位数合計に対して10%が加算されます。(特定事業所加算Ⅱ)

〈体制要件〉

- ① すべての訪問介護員に対して個別の研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。
- ② 利用者に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。
- ③ サービス提供責任者が、訪問介護員等に利用者に関する情報やサービス提供に当たっての意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始し、終了後、適宜報告を受けていること。
- ④ すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施していること。
- ⑤ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

〈人材要件〉

- ① すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員であること。ただし、居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、2人以上のサービス提供責任者が常勤であること。

※6) 下記は、体制等整ってない場合は減算となります。当事業所は体制を整えております。

高齢者虐待防止措置実施の有無 有・無 減算型 基準型

※7) 基本サービス費及び各種加算の所定単位数合計に対して28.7%が加算されます。

(介護職員等処遇改善加算)

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。この場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※上記サービスの料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付体系により計算されます。

## 第1号訪問事業・家事援助サービス 料金表

### サービス利用料金 ※月単位の定額料金

週間利用回数		1回程度（Ⅰ）	2回程度（Ⅱ）	（Ⅱ）を超過
区分	要支援Ⅰ（Ⅰ割負担）	1,176 円	2,349 円	—
	要支援Ⅰ（Ⅱ割負担）	2,352 円	4,698 円	—
	要支援Ⅰ（Ⅲ割負担）	3,528 円	7,047 円	—
	要支援Ⅱ（Ⅰ割負担）	1,176 円	2,349 円	3,727 円
	要支援Ⅱ（Ⅱ割負担）	2,352 円	4,698 円	7,454 円
	要支援Ⅱ（Ⅲ割負担）	3,528 円	7,047 円	11,181 円
訪問型家事援助サービス		1回につき 224 円		

### 【体制加算等】

※1) 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合には、月に200単位が加算されます。（訪問介護初回加算）

\*訪問型家事援助サービスについては、介護保険制度から全額給付されるためご利用者の負担はありません。

※2) 下記は、体制等整っていない場合は減算となります。当事業所は体制を整えております。

高齢者虐待防止措置実施の有無 有・無 減算型 基準型

※3) 基本サービス費及び各種加算の所定単位数合計に対して28.7%が加算されます。

（介護職員等処遇改善加算）

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。この場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※上記サービスの料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付体系により計算されます。

## 介護保険給付とならないサービス(自己負担) 料金表

### サービス概要と利用料金

ア. 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	30分増す毎に
身体介護	1,630 円	2,440 円	3,870 円	5,670 円	820 円
	20分以上 45分未満	45分以上			
生活援助	1,790 円	2,200 円			

※平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

■夜間(午後6時から午後10時まで)	25%
■早朝(午前6時から8時まで)	25%
■深夜(午後10時から午前6時まで)	50%

イ. 通院介助における待機時間

30分未満	630 円
30分以上1時間未満	1,260 円
1時間以上1時間半未満	1,890 円
30分増す毎に	630 円

ウ. ニーズに応じた多様なサービス

身体介護、生活援助に準ずる活動内容に応じて、法定報酬額の80%

※経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

エ. キャンセル料について

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	300 円